

令和3年3月第11回亶理町議会定例会会議録（第1号）

○ 令和3年3月2日第11回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄 2 番 鈴木 邦彦

3 番 高野 進 4 番 結城 喜和

5 番 安藤 美重子 6 番 大槻 和弘

7 番 鈴木 秀一 8 番 小野 明子

9 番 佐藤 邦彦 10番 木村 満

11番 森 義洋 12番 渡邊 健一

13番 澤井 俊一 14番 佐藤 正司

15番 鈴木 高行 16番 熊田 芳子

17番 鈴木 邦昭 18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 々 木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

議長諸報告

日程第 3 令和3年度施政方針及び提出議案の説明

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） これより令和3年3月第11回亘理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、6番 大槻和弘議員、7番 鈴木秀一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から3月18日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの17日間に決定いたしました。

議長諸報告

議 長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第 1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第 2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案 7 件、補正予算案 3 件、承認案外10件並びに令和 3 年度各種会計予算案10件の合計30件の議案が提出されております。

第 3、一般質問についてであります。一般質問の通告を 8 名から受理しております。

第 4、請願・陳情等についてであります。陳情 1 件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第 5、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおりの報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 令和 2 年度施政方針及び提出議案の説明

議 長（佐藤 實君） 日程第 3、令和 2 年度施政方針及び提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山 田 周 伸 君 登壇〕

町 長（山田周伸君） 本日、ここに第11回互理町議会定例会が開会され、令和 3 年度の当初予算並びに諸議案を審議いただくに当たり、私の町政に取り組む所信の一端と主要な施策についてご説明を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成30年 5 月の互理町長選におきまして、町民の皆様から負託をいただいて以来、間もなく 3 年が過ぎようとしております。これまでの町政につきましては、就任時に掲げた「豊かな心が溢れる互理」の創造に向け、常に「人の力や思い」を大切にしながら、様々な行政課題に取り組んでまいりました。この間、町議会並びに町民の皆様から賜りました数々のご支援、ご厚情に対し心から敬意と感謝を申し上げます。

令和2年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症により社会全体がかつて経験したことの無い混乱に包まれた1年でありました。本町でも、町民の皆様の感染拡大を防止するため、各種イベントの中止・延期など苦渋の選択を迫られるとともに、地域経済や雇用、そして町民の生活を守るため、国・県と連携しながら状況に応じた各種の対策を講じてまいりました。しかしながら、いまだ流行の終息が見通せない状況であることから、令和3年度におきましても、引き続き町民の皆様の生命と健康、暮らしの安心・安全を第一に対策に取り組んでまいります。

また、令和2年度をもって、10年間の「亙理町震災復興計画」の期間が完了いたします。これまで、計画に基づき、「住まいの確保」や「なりわいの再生」、「教育環境の整備」など、各種復旧・復興事業の推進に鋭意取り組んでまいりました。おかげさまで計画全体の事業が完了を迎えることができ、復興からさらなる発展を遂げる「新生わたり」が目に見える形で表れてきております。東日本大震災からの復興について、発災後からともに歩んでこられた町民の皆様や議員各位、そして本町の復興に関わっていただいた全国の皆様に改めまして感謝と御礼を申し上げます。今後におきましては、復興期間は終了しますが、被災された方々に寄り添った支援を継続し、希望を持って前に進むことができるよう、丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、令和3年度は本町のグランドデザインである「第5次亙理町総合発展計画」において、今後5か年の指針となる「後期基本計画」のスタートの年であります。この「後期基本計画」は、各種施策推進の強化を図るため、「亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合して策定しているとともに、当計画に位置づけられた取組を推進することで、町民の生活の質の向上や地方創生、ひいては国連サミットで採択された国際目標であるSDGsの達成に寄与するものと考えております。将来に向けて持続可能な発展を遂げていくために、「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち わたり」の実現を目指し、各種施策を推進してまいり所存でありますので、ご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、各分野における施策の基本的な考え方とその概要についてご説明を申し上げます。

令和3年度当初予算におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながらも、第5次亙理町総合発展計画に基づいた事業を着実に展開をしてまいります。

初めに、令和3年度の一般会計予算並びに各種特別会計等の予算の総額についてご説明申し上げます。

令和3年度の亙理町一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出予算の総額は、229億9,810万1,000円となり、前年度と対比しますと7.1%の減となっております。

「亙理町一般会計」の歳入歳出予算の総額は118億2,500万円であり、令和2年度当初予算と比較しますと13.5%の減となっております。

続きまして、特別会計になりますが、「亙理町国民健康保険特別会計」の歳入歳出予算の総額は37億8,156万2,000円で前年度対比1.0%の減、「亙理町奨学資金貸付特別会計」の歳入歳出予算の総額は620万5,000円で前年度対比3.3%の増、「亙理町土地取得特別会計」の歳入歳出予算の総額は505万3,000円で前年度対比0.3%の減、「亙理町介護保険特別会計」の歳入歳出予算の総額は31億8,970万6,000円で前年度対比4.6%の増、「わたり温泉鳥の海特別会計」の歳入歳出予算の総額は798万3,000円で前年度対比28.0%の減、「亙理町後期高齢者医療特別会計」の歳入歳出予算の総額は3億7,295万7,000円で前年度対比2.6%の増、「亙理町工業用地等造成事業特別会計」の歳入歳出予算の総額は2億614万2,000円で前年度対比110.0%増としたところであります。

次に、企業会計であります、「亙理町水道事業会計」の予算については、収益的支出が8億6,287万4,000円で前年度対比0.2%の減、資本的支出が4億8,211万7,000円で前年度対比7.2%の減となっております。「亙理町公共下水道事業会計」の予算については、収益的支出が9億8,568万3,000円で前年度対比4.6%の増、資本的支出が12億7,281万9,000円で前年度対比10.3%の減となっております。

それでは、主要な施策の概要について、第5次亙理町総合発展計画に基づく持続可能なまちの基盤づくり、わたしとわたりのブランドづくり、ともに学び育て合う人づくり、未来に続く健康づくり、絆を深める自治づくり、この5本の柱を中心にご説明申し上げます。

まず、持続可能なまちの基盤づくりでございますが、町民の定住意向に応え、暮

らしの満足度を高めるために、暮らしと産業活動の場である都市空間を快適で利便性の高いものになるよう整備してまいります。

初めに、市街地整備事業の推進としまして、JR東日本による亘理駅の東口改札の新設に合わせ、悠里館と東西自由通路に接続するエレベーターなどのバリアフリー設備を整備し、利用者の利便性向上や文化・情報発信拠点である悠里館の集客促進等を図ってまいります。

道路・交通網の整備につきましては、地方創生推進交付金事業として、亘理駅と役場庁舎を結ぶ町道西郷東郷線、逢隈亘理線の改良事業及び農道悠里線の舗装事業を年次計画で実施してまいります。道路交通安全対策事業としましては、通学路となっている浜吉田駅前線の整備に着手するとともに、橋梁の定期点検や長寿命化計画の策定、さらには予防型の修繕工事を実施いたします。また、町民の皆様の生活に直結する身近な町道について、計画的に改良・舗装・側溝整備を行っていくとともに、近年急増している局地的豪雨などの対策としまして、河川改修や兎沢ののり面保護工事を実施してまいります。公共交通の利便性向上としましては、町民乗合自動車「さざんか号」の運行を継続するほか、昨年8月より運行を開始したデマンド型乗合タクシー「わたりん号」について、利用方法を含めた周知の強化、効果検証等による適切な見直しにより、公共交通網の強化や交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図ってまいります。

住宅対策の充実につきましては、町営住宅の長寿命化計画に基づき、基本的、総合的かつ計画的に適切な維持管理を推進するとともに、東日本大震災で被災し、災害公営住宅に入居している収入の少ない世帯に対し、一定期間家賃を減免することにより、負担の軽減を図ってまいります。さらには、空き家所有者と利用希望者とのマッチングを行う「空き家バンク事業」について、必要な情報をホームページ等で提供するなど、空き家問題の解消と定住促進による地域の活性化を図ってまいります。

公園・緑地の整備につきましては、町のふれあい交流拠点である鳥の海公園について、新たに「地域おこし協力隊」の活動等を通して、公園施設を利用したスポーツ・レクリエーションやイベントの充実など、町内外の交流の拡充・創出に努めてまいります。町内各所に所在する公園・広場につきましては、安全かつ良好な状態を保持するため、維持管理を徹底してまいります。また、身近な公園・広

場の整備充実を図るため、吉田東部地区の街区公園について、継続して造成工事を進めてまいります。

上下水道の整備につきましては、上下水道施設は健康で快適な生活環境を確保する上で極めて重要な社会基盤であります。水道事業におきましては、老朽管の更新事業を計画的に進め、安定した水の供給を図るとともに、施設の耐震化や主要管路相互の連結を図り、災害に強いライフラインとしての水道施設の構築に努めてまいります。下水道事業につきましては、下水道管・ポンプ場といった既存の施設の適切な維持管理を行うほか、浜吉田地区を中心とした整備区域の拡大、さらには面整備工事を推進し、下水道の普及率向上に努めるとともに、老朽化した下水道管の更新を継続して実施いたします。公共下水道の対象地域以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置及び維持管理補助事業により整備促進を図ってまいります。雨水処理におきましては、南町地区を対象に浸水対策の計画検討を進めるほか、老朽化している荒浜雨水ポンプ場について、施設の更新に係る実施設計業務に着手してまいります。

環境保全と景観形成の推進につきましては、本町の豊かな自然環境を保全し、地域ぐるみで循環型社会形成に取り組む指針であります「亘理町環境基本条例」及び「亘理町環境基本計画」に基づき、環境保全活動等の充実などに取り組んでまいります。令和3年度におきましても、鳥の海湾内や阿武隈川などの水質調査を継続して実施するほか、交通騒音などの環境・公害問題についても関係機関との連携の下、総合的な環境監視体制の確立に努めてまいります。また、原子力発電事故への対応としまして、町民の皆様の「安全」・「安心」のため、引き続き空間放射線量のモニタリングや食品の放射線量の測定を実施するほか、指定廃棄物である放射性物質が基準値を超えた稲わらにつきましては、国の長期管理施設が整備されるまでの間、一時保管施設において厳重に管理をしてまいります。

公衆衛生とリサイクル対策の充実につきましては、広域的なごみ処理方法等を確立する中で、ごみの分別・リサイクル活動の一層の推進を図ってまいります。子供会や町内会等が行う再生資源の集団回収事業に対しましては、リサイクル奨励金を継続して交付し、町民主導のリサイクル活動を支援します。また、ごみの分別について今後とも町民への周知と啓発に努めるとともに、明るく衛生的なごみステーション整備を促進するための助成を継続し、分別収集の徹底を図ってまい

ります。

続きまして、わたしとわたりのブランドづくりについて説明を申し上げます。

農業の振興につきましては、復興事業で整備された農地をはじめ、農業施設・機械等の有効活用を図りながら、今後も生産基盤の整備を進め、認定農業者や集落営農組織等への農地集積や支援措置等の集中的かつ重点的な実施等により、規模拡大や複合経営化を推進してまいります。令和3年度においては、園芸特産重点強化整備事業としまして、野菜生産の集出荷に係る施設・設備等の導入に対して支援を行ってまいります。低コスト・高収益に向けた生産基盤として整備した1,200ヘクタールに及ぶ大規模な圃場整備事業につきましては、前年度に引き続き換地業務を推進していくとともに、集積目標を達成するため事業管理表作成などの調整業務を実施してまいります。また、国の復興交付金を活用して整備した農業用機械・施設の利用者からの寄附を原資とする農業復興地域還元事業として、令和3年度も新規就農者の農業用機械等導入費用に対して一部助成を行い支援してまいります。生産基盤の整備につきましては、防災重点ため池である境堤ため池について、防災対策工事実施に先立ち詳細調査や計画策定を行ってまいります。このほか、近年、イノシシの増加により農作物への被害、さらには住環境に対してもその影響が及んできていることから、引き続き住民の方が自主防災措置として実施する農地・住宅等への侵入防止柵設置に対する助成を行うとともに、亘理町鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動などの充実を図り、地域住民への注意喚起や被害防止への取組促進に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、令和3年度においても、各種漁業関係事業への補助金を継続し、漁業技術の向上をはじめ、資源管理型漁業の促進や地元水産物のブランド化を図ってまいります。新規漁業者に対しては、定住支援等を継続し、担い手や後継者の育成・確保に努めるとともに、「水産まつり」をはじめとする各種イベントの実施を通して、地元で水揚げされた水産物のPRにも努めてまいります。

工業の振興につきましては、本町のみならず全国的に人口減少と高齢化が進行する中、定住人口の減少は自治体の根幹をなす町税収入の減少にもつながることから、地元雇用の確保・拡大により人口減少に歯止めをかけ定住人口をふやす施策として、企業誘致を町の重点施策として展開してきたところであります。亘理中

央地区工業団地においては、これまで企業4社を誘致し、進出いただいているところでございますが、令和3年度においても、鳥の海スマートインターチェンジなどの公共交通ネットワークの充実などをPRするとともに、団地内で未着手となっている土地の造成工事を実施し、新たな企業の誘致に取り組んでまいります。

商業の振興につきましては、まちなにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに貢献できる地域商業機能の拡充や地域特産品の開発・販売等を推進し、地域商業の再生・活性化に努めてまいります。令和3年度においても、中小企業の運転資金・設備資金の利子補給金等の交付を実施するほか、町内商店街の空洞化対策につきましても、従来の空き店舗活用推進事業補助金に加え、新たに新店舗運営支援事業補助金を創出するなど、支援の充実を図ってまいります。また、亘理山元商工会が実施する各種事業に対して補助金を交付し、事業者に対し地域資源のブランド化や販路開拓等の支援を行うほか、「伊達なわたりまるごとフェア」などのイベントを開催し、地域特産品等を積極的にPRしてまいります。

観光の振興につきましては、新たな交流人口増加につながる観光産業を第三の基幹産業と捉え関連産業の育成を図ってまいります。本町では、指定管理により運営している「わたり温泉鳥の海」を観光・交流拠点施設と位置づけ、隣接する鳥の海公園内の陸上競技場・野球場をはじめ、「きずなぼーと“わたり”」や「荒浜にぎわい回廊商店街」、さらには年間を通して利用できる「B&G海洋センター艇庫」などを1つの観光エリアとし、観光客の誘致に努めているところであります。本来であれば大勢の観光客が訪れ、「にぎわい」の創出が感じられるところではありますが、昨年予定していた荒浜海水浴場の再開が延期になるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大が観光の振興に大きな影響を及ぼしている状況であります。また、仙台市、名取市などの沿岸部に新たな観光施設の整備が進み、本町への観光客の減少が危惧されていることから、昨年に「新しい観光エリア可能性調査業務」を実施し、新しい時代を見据えた荒浜鳥の海エリア一帯の将来構想を取りまとめたところであります。今後、この構想に基づき、10年後に完成する中長期的な視点で公民連携して事業を実施し、新たなにぎわいの創出によって、より魅力ある観光エリアとして開発するとともに、荒浜災害危険区域内の土地の利活用を図ってまいります。令和3年度においては、「地域おこし協力隊」制度

を活用し、各種イベントの企画や荒浜ブランドのプロモーションなどを展開していくほか、特産品であるイチゴのPRと集客拡大のために「ストロベリーパーク」の整備を計画しており、庁内においても事業を重点的に推進していくための体制を整えてまいります。また、荒浜地区のみならず全町一体となって特色ある観光地づくりを進めるため、「山」「川」「里」「海」「温泉」の豊かな自然資源や亘理伊達家をはじめとする歴史資源、農林水産資源などを生かした滞在型の観光・リゾートの創造を目指し、まちを挙げて観光客の誘致に取り組んでまいります。

続きまして、ともに学び育て合う人づくりについて説明いたします。

学校教育の充実につきましては、社会環境やニーズが大きく変化する中で様々な教育課題に適切に対応していくとともに、開かれた学校づくりを進め、新しい時代に即応する教育内容、指導方法の改善、教職員の資質・指導力の向上等に地域と一体となって取り組んでまいります。現在、高屋小学校と荒浜中学校において、特色ある教育活動の実践と学校教育の質の維持・向上を目的に「小規模特認校制度」を導入しておりますが、今後も児童生徒一人一人と向き合ったきめ細やかな指導の充実を図り、しっかりとした学力と豊かな人間性を育ててまいります。ハード面におきましては、学校施設等の中長期的な維持管理計画であります「亘理町学校施設長寿命化計画」に基づき、各校修繕や安全対策等が必要な箇所について順次改修を行うほか、各校体育館の照明設備をLEDに改修するなど、施設の修繕・整備に努めてまいります。また、少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校ごとの偏りや小規模化が進み、教育環境や学校運営に様々な影響が出ること、また校舎等の維持管理費がかさむことなどが予想されることから、長期的な視点に立ち、学校再編について、地域の意見を参考にしながら検討をしてまいります。ソフト面につきましては、近年のグローバル化、情報化などによる急速な社会の変化に対応するため、国の学習指導要領において情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」として位置づけられたところではありますが、昨春の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小・中学校等の臨時休業により、学校教育におけるICTの活用がますます重要となっております。本町におきましても、令和2年度に「1人1台端末」の整備を行い、学校ネットワークの整備を含めた学習環境を整えたところであり、令和3年度においてはICTを活用した学習に本格的に取

り組んでいくとともに、有事の際にはオンライン教育等に対応できるよう準備してまいります。また、不登校をはじめ、いじめ、暴力行為、家庭内での児童虐待等など、児童生徒が抱える諸問題や指導上の課題に対応するため、引き続き、専門的な知識・技術を持つスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、教育相談体制の整備充実を図るほか、スクールカウンセラーにつきましても、各小・中学校に配置し、児童生徒の悩み、不安、ストレス等を積極的に受け止め、その問題解消に努めてまいります。学校生活に困難を抱えるようになった子供たちにつきましては、学校とは別に学習の支援や悩み事の相談を行う「子どもの心のケアハウス」の運営を通して、引き続き学校復帰や自立支援の取組を行ってまいります。学校におきましては、「いじめ防止フォーラム」や「マナーアップキャンペーン」などの志教育事業に学校・家庭・地域が協力・連携して取り組むことで、児童・生徒の規範意識を大切にした「心の教育」と「志教育」を推進してまいります。

生涯学習体制の充実と活動の推進につきましては、生涯学習機会の充実を図るため、町民の学習ニーズを把握し、教室・講座の開設テーマや開催時期、開催方法をきめ細やかに設定するなど、効果的な学習活動の展開に努めてまいります。令和3年度においても継続的に各種教室・講座等を実施していくとともに、放課後等に子供が安心して活動できる場の確保や青少年の健全育成にも力を注いでまいります。生涯スポーツの振興としまして、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、多様なスポーツイベントの開催に努めるほか、各地区体育館の照明施設のLED化やB&G海洋センタープールの給水管改修などの整備を進めてまいります。また、今年へ延期になった東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴う聖火リレーについて、宮城県内のリレールートの1つに本町が選ばれたことから、セレブレーションを開催し盛り上げるとともに、復興ありがとうホストタウン事業として、イスラエルのオリンピック関係者の方々と町民との交流事業を、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で実施する予定であります。文化財の保護・伝承及び活用としましては、国指定史跡であります「三十三間堂官衙遺跡」について整備の実施設計を行うとともに、「亙理伊達家歴代墓所」について、町指定文化財「伊達実元霊屋」の修復を令和2年度に引き続き実施し、貴重な文化財の保護体制及び周知活動の充実等に努めてまいります。

続きまして、未来に続く健康づくりについて申し上げます。

保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備につきましては、新しく整備した保健福祉センターを活用し、「誰もが元気になれる、誰もが元気を作れる」未来に続く健康づくりを目指して各種事業を展開してまいります。

健康づくりの推進につきましては、生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、町民一人一人がライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、「第二次健康わたり21」、「第3次互理町食育推進計画」及び「国民健康保険第2期保険事業計画」に基づき、事業の推進を図ってまいります。妊婦健診や乳幼児健診といった母子保健事業については、将来の生活習慣病の発症予防や子育て世代の孤立化による各種問題の発生予防に向け、妊娠期から子育て期の切れ目のない子育て世代へ寄り添う支援を行ってまいります。また、妊娠・出産・子育てに関する相談事業については、子育て世代包括支援センターにおいて、関係機関と連携を取りながら実施してまいります。各種がん検診事業等についても、総合健診として受診しやすい体制を整え、受診率の向上を図り、早期発見・早期治療に努めてまいります。若人健診や特定健診、また高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施によるシルバー健診につきましても、受診率の向上を図るとともに、受診結果に基づく食生活や運動等の生活改善指導を行い、生活習慣病等の発症と重症化を予防し、併せて国民健康保険医療費等の抑制に努めてまいります。予防接種事業につきましては、従来の定期接種、高齢者インフルエンザ及び麻疹風しんなどの任意接種を継続して実施するほか、早ければ4月にも高齢者への接種が開始される新型コロナウイルスワクチンについて、町民への円滑な接種を実施するための体制を整えてまいります。

保健・医療体制の充実につきましては、町民の皆様が安心して健康で暮らせるよう関係機関と連携し、地域医療の充実に努めてまいります。一次救急医療につきましては、休日当番医制事業、休日歯科診療事業により、休日における急病患者的の診療体制を維持するとともに、平日夜間初期救急診療事業を継続して実施してまいります。二次救急医療につきましては、病院群輪番制や救急告示病院への運営費補助により診察体制の充実強化に努めてまいります。また、各種医療助成事業についても継続して実施し、町民の皆様の地域医療に対する「安心」の確保に努めてまいります。

児童福祉・子育て支援対策の充実につきましては、安心して働ける体制を整備し、仕事と家庭との両立が可能なまちづくりを推進するとともに、幼稚園や保育所等の幼児教育・保育サービスを通して総合的な対応を図ってまいります。初めに、重要な課題となっております保育所の待機児童問題につきましては、これまで積極的に民間保育施設の誘致を行ってきたことから、近年待機児童数は減少傾向となっております。少子化対策として幼児教育・保育の無償化が開始されており、入所希望者の増加が見込まれておりますが、今後も既存施設での受入れ人数の拡大や私立保育所に対する運営費及び各種事業費補助を継続して支援するなど、引き続きその対策を講じてまいります。また、多様化する子育て家庭のニーズに対応するため、ファミリーサポートセンター事業及び利用者支援事業について、事業の充実を図るほか、一時保育事業につきましては、互理保育所での実施へと集約し、体制の強化を図ってまいります。病児保育、延長保育、障がい児保育事業、また子ども医療費助成事業等につきましても、継続して実施することで、質の高い子育て支援サービスを提供してまいります。さらには、子育てを応援するための新たな生活支援策として、新生児の保護者等に対して「わたりっこ未来応援金」を給付し、子育て世代における経済的負担の軽減を図ってまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、高齢者一人一人がおのおのの心身の状況に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進してまいります。介護保険事業につきましては、令和2年度からの第8期介護保険事業計画に基づき、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで、総合的な運営体制の強化を図るとともに、民間事業者との連携の下、各種の居宅サービスや施設サービス、介護予防サービス等の充実を図ってまいります。介護予防生活支援事業につきましては、健康づくり茶話会や介護予防運動教室、脳活性化教室等の推進、在宅医療と介護の連携等、各種事業を実施し、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って活躍できるよう、重点的に支援してまいります。認知症施策としましては、「認知症カフェ」の開催や「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症になっても地域において安心して暮らしていくことができる体制の構築を図ってまいります。また、介護予防・日常生活総合支援事業の充実を図るため、生活支援コーディネーターの活動を通して、引き続き住

民主体の多様な生活支援サービスの資源把握及び開発に努めてまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、「亘理町障がい者プラン」に基づき、どんな人でも分かり合いながら一緒に暮らし、大人も子供も幸せでいられる町を目指して、「みんな、えがお」を基本理念に各種の障がい者福祉施策を実施する中で、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が安心して暮らすことができる地域づくりを推進してまいります。令和3年度においても、障害者福祉サービスや地域生活支援事業、障害者相談支援事業のほか、障がいの早期発見、早期対応の観点から、母子保健事業や生活習慣病予防事業の充実を図り、障がいのある人がより安心・安全な生活を送ることができるよう、医療とリハビリテーション体制の整備に努めてまいります。

社会保障等の充実につきましては、全ての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、年金、医療保険、生活保護制度等の社会保障制度の周知と適正な運用に努めてまいります。令和3年度におきましては、国民健康保険税に係る子供の均等割保険料について、宮城県内自治体において初めて全額減免を実施し、医療保険制度間の公平と子育て支援の充実を図ってまいります。

最後に、絆を深める自治づくりについて説明申し上げます。

地域活動・コミュニティ活動の充実につきましては、地域づくりの充実や地区住民の参画機会を確保し、住民による自治を構築するため設立されました「まちづくり協議会」を中心に、さらなる連携強化及び情報共有化を図り、地域活動の活性化を促進してまいります。

防災対策、消防・救急対策の充実につきましては、東日本大震災をはじめとした近年の自然災害の教訓等を踏まえて見直し、策定を行った「亘理町地域防災計画」及び「亘理町国土強靱化地域計画」等の指針に従って、大規模災害等に備えた地域防災体制の整備充実と努めるとともに、自主防災組織の確立と防災訓練等による町民の意識啓発を図ってまいります。また、消防・救急・情報伝達体制の整備拡充や、治山・治水・津波対策等、災害に備えたまちづくりを総合的に推進してまいります。大規模災害への備えとして、今年1月に完成した防災拠点施設としての機能を有する亘理町防災倉庫について、有効な活用を図るとともに、今後も食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄を計画的に進めてまいります。また、災害対策基本法や国の防災基本計画・ガイドライン等に従い、災害時の住

民の円滑かつ安全な避難を確保するとともに、避難所・避難所外における滞在場所の生活環境の整備等、被災者保護対策に向けた取組を推進してまいります。非常備消防におきましては、老朽化している亘理町消防団逢隈分団の消防ポンプ自動車を多機能型の普通積載車に更新し、消防体制の強化を図るとともに、災害時の重要な伝達手段である防災行政無線について、野地区に屋外子局を新設し、非常時に備えた設備の充実化を進めてまいります。

交通安全対策の充実につきましては、交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶等、交通安全意識の高揚に努めるとともに、地域の要望等を踏まえ、カーブミラーや道路照明灯といった交通安全施設等の整備を進めてまいります。防犯対策の推進としましては、自主防犯の意識の高揚を図るとともに、防犯協会や警察との一層の連携、防犯実働隊や各地区の自主防犯組織による夜間パトロールの実施など、防犯活動の強化を図ってまいります。また、より効果的な防犯対策が進められるよう、防犯灯の新設・修理及び行政区の電気料金負担に対する助成を継続して実施してまいります。

以上、令和3年度の私の町政に取り組む所信の一端と主要な施策につきましてご説明させていただきました。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないことから、各種事業の遂行に当たっては不確定な要素が多い状況ではありますが、「豊かな心が溢れる亘理」の推進を理念に、「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち」の実現に全庁一丸となって取り組んでまいる所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のさらなるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和3年度の施政方針といたします。

次に、提出議案等について説明申し上げます。

今回ご提案申し上げ審議いただきます議案は、施政方針の中でご説明申し上げました令和3年度亘理町一般会計予算及び各種特別会計、企業会計予算を含め予算関係議案13件及び予算外議案11件のほか、承認1件、報告5件であります。

なお、令和3年度亘理町一般会計予算及び各種特別会計、企業会計予算につきましては、施政方針をもって概要説明とさせていただきます。

それでは、その他の議案等について、その概要を申し上げます。

初めに、承認案件からご説明申し上げます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度亘理町一般会計補正予算（第7号））」につきましては、新型コロナウイルスワクチンの早期接種に向け、接種体制の整備を迅速に進める必要が生じたことから補正予算を編成したものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,314万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億3,857万9,000円としたものであります。また、事業が次年度までかかることから、繰越明許費の設定を行ったものであります。

次に、議案についてご説明申し上げます。

議案第1号「亘理町まち・ひと・しごと創生推進基金条例」につきましては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄付金を本町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の達成に資する事業の推進に活用するため、新たに基金を創設するものであり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定するものであります。

議案第2号「亘理町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が令和3年2月3日に公布されたことに伴い、これまで亘理町国民健康保険条例に引用していた新型コロナウイルス感染症の定義を改正する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第3号「亘理町債券運用に係る関係条例の整理に関する条例」につきましては、亘理町国民健康保険事業財政調整基金をはじめとする14の基金について、債券運用が可能となるよう、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第4号「亘理町運動場条例の一部を改正する条例」につきましては、亘理町あぶくま公園運動場を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号「亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、健診業務嘱託医の報酬額を近隣市町との均衡を図るため引き上げるとともに、これまで健診業務嘱託医に準じていた保育所嘱託医の報酬額を明確化するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号「亘理町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期亘理町介護保険事業計画の策

定に伴い、計画期間内の保険料の額を定めるため、条例の一部を改正するものがあります。

議案第7号「亶理町課設置条例の一部を改正する条例」につきましては、亶理町震災復興計画の計画期間及び復旧・復興事業の進捗状況を鑑み、財政課復興管理班の廃止に伴う分掌事務を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号「第5次亶理町総合発展計画後期基本計画について」につきましては、第5次亶理町総合発展計画後期基本計画の策定に当たり、亶理町議会基本条例第8条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号「町道の路線廃止について」及び議案第10号「町道の路線認定について」につきましては、町道荒浜江下線の供用開始並びに県営圃場整備事業の進捗に伴い、道路の起終点に変更が生じたことなどから、現在認定されている町道3路線を廃止し、新たに2路線を認定するものであります。

次に、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第11号「令和2年度亶理町一般会計補正予算（第8号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億1,392万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億5,250万6,000円とし、併せて繰越明許費の追加、地方債の追加及び変更を行うものであります。一部追加補正となる事業もございりますが、全般的に事業費の確定及び確定見込み等による減額補正が主なものになっております。

初めに、歳出補正予算につきましては、2款総務費におきまして、国の新型コロナウイルス感染症対策として実施した特別定額給付金給付事業費をはじめ、庁舎管理経費や交通安全指導員活動経費、総務経費など、各種事業費の確定及び確定見込みによる減額補正が主なものになりますが、一部追加補正となるものにつきましては、復興管理事務経費において、復興事業が今年度で完了することから、国土交通省所管事業分の積算に伴う東日本大震災復興交付金の返還金として18億4,919万4,000円を追加補正するものであります。また、震災復興基金費におきましては、過年度分事業費の精査に伴う基金への積み戻しとして2,007万8,000円を追加補正するものであります。

3款民生費につきましても、中央児童センター運営経費や保育所運営経費など、事業費の確定及び確定見込み等による減額補正が主なものになりますが、一部追

加補正となるものにつきましては、障害者福祉費において、令和3年度に予定されている障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステムの改修費として105万2,000円を追加補正するとともに、自立支援医療（更生医療）給付事業の利用実績が増加していることから、扶助費306万5,000円を追加補正するものであります。また、心身障害者医療費支給経費においても、これまでの支給実績に基づき扶助費233万1,000円を追加補正するものであります。

4款衛生費につきましては、予防接種経費において、事業費の確定見込み等に伴い減額補正するものが主なものであります。

6款農林水産業費につきましても、農業振興事務経費や土地利用調整推進事業費をはじめとする各種事業費の確定及び確定見込み等による減額補正が主なものであります。

7款商工費につきましても、商工振興事務経費や新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援追加給付事業経費、観光振興経費など、各種事業費の確定及び確定見込み等による減額補正が主なものであります。

8款土木費につきましても、防災集団移転促進事業費、避難道路新設・整備事業費、防災備蓄倉庫整備事業費をはじめとする各種事業費の確定見込み等による減額補正が主なものになりますが、一部追加補正となるものにつきましては、町営住宅運営基金費において、災害公営住宅家賃低廉化事業等に係る積立金として2,671万9,000円を追加補正するものであります。

9款消防費につきましても、防災事務経費や防災対策経費など、各種事業費の確定見込み等による減額補正が主なものであります。

10款教育費につきましても、小・中学校施設管理経費における備品購入費、運動場等管理経費及び海洋センター管理費など、各種事業費の確定及び確定見込み等による減額補正が主なものになりますが、一部追加補正となるものにつきましては、小・中学校施設管理経費において、国の令和2年度第3次補正予算に係る新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール消毒液などの衛生用品購入費、合わせて350万円を追加補正するものであります。

12款公債費につきましては、一部の町債の借入利率見直しによる地方債元金の増額や地方債利子の額の確定に伴う減額などを合わせて、総額1,229万7,000円を減額補正するものであります。

次に、歳入項目の補正につきましては、歳出事業費の確定などに伴う収入見込額の補正のほか、地方譲与税、地方消費税交付金等の各種交付金の確定及び確定見込みによる補正が主なものであります。

10款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴い、5,846万8,000円を追加補正するほか、震災復興特別交付税において、歳出における各種復興事業費の確定見込み等に伴い2,688万5,000円を減額補正するものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、実績に基づく収入見込額から各使用料を合わせて800万円を減額補正するものであります。

14款・15款、国・県支出金につきましても、歳出における事業費の確定及び確定見込額により追加及び減額補正するものがその主なものであり、国庫支出金、県支出金の総額で1億1,844万1,000円の減額補正となったものであります。

16款財産収入につきましては、額の確定や収入見込額により土地建物貸付収入、各種基金利子及び土地売却収入を補正するものであり、総額1,435万1,000円を追加補正するものであります。

18款繰入金につきましては、歳出における復興事業費の確定見込み等に伴い震災復興基金繰入金227万4,000円を追加補正するほか、東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出における復興事業費の増減分と国土交通省事業完了に伴う精算分を合わせて16億5,546万1,000円を追加補正するものであります。また、今回の補正の調整財源として、財政調整基金繰入金1億5,010万5,000円を減額補正するものであります。

20款諸収入につきましては、実績に基づき学校給食費納付金930万3,000円を減額補正するほか、海洋センター修繕助成金1,215万円を減額補正するものが主なものであります。

21款町債につきましては、町たばこ税及び地方消費税交付金等に係る減収補填債として4,480万円を追加補正するほか、事業費の確定に伴い旧庁舎及び旧保健センターの解体事業債を合わせて3,380万円を減額補正するものが主なものであります。

次に、繰越明許費の追加であります。年度内に完了することが難しい3事業について、総額801万円を令和3年度に繰り越すため限度額の設定を行うものであります。

最後に、地方債の追加及び変更であります。減収補填債について借入限度額を

新たに設定するとともに、旧庁舎解体事業債、旧保健センター解体事業債及び道路整備事業債について、それぞれ借入限度額の変更を行うものであります。

議案第12号「令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,835万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ764万9,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出において貸付金額の確定見込みにより2,211万6,000円を減額補正するほか、歳入において奨学金貸付金収入166万2,000円を追加補正するものが主なものであります。また、歳入歳出差引きにより歳入超過が生じることから、歳入において基金繰入金2,005万1,000円を減額補正するとともに、歳出の奨学教育基金積立金375万7,000円を追加補正するものであります。

議案第13号「令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,365万1,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業費の確定により、わたり温泉鳥の海管理運営費82万3,000円を減額補正するとともに、歳入におきましては、一般会計繰入金82万3,000円を減額補正するものが主なものであります。

議案第24号「岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約の変更について」につきましては、岩沼市水道事業所及び岩沼市下水道事業所の組織統合に伴い、その規約を変更することについて、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、令和元年度（仮称）亙理町防災備蓄倉庫建設工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年12月18日に専決処分したものであります。

報告第2号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、令和元年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年12月22日に専決処分したものであります。

報告第3号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、令和元年度（復交）町道五十刈線道路改良工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和3年2月10日に専決処分したものであります。

報告第4号及び報告第5号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、令和2年11月8日、町道大森山線道路敷のり面において発生した倒木による事故について、関係者との和解に関し、専決事項の指定第2項の規定により令和3年1月4日に専決処分したものであり、報告第1号から報告第5号までの5件の案件について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告をするものであります。

以上、提出議案等ではありますが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 令和3年度施政方針及び提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時20分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会 議長 佐藤 實

署名議員 大槻 和 弘

署名議員 鈴木 秀 一